

学校図書館の充実について

(付議の要旨)

第2次図書館ビジョン(素案)及び改正学校図書館法の主旨やモデル事業の状況などを踏まえ、区立小・中学校の学校図書館の運営を現行の臨時職員による体制から事業委託により図書館司書等の資格を有する者を配置する体制へ移行し、学校図書館の充実を図る。

1 主旨

第2次図書館ビジョン(素案)及び改正学校図書館法の主旨(専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)配置の努力義務規定)や、現行の学校図書館モデル事業の状況(玉川小学校・桜木中学校の2校で臨時職員200日を配置)などを踏まえ、児童・生徒・教員の学校図書館活用を一層充実させるために、現行の臨時職員による学校図書館の職務を事業委託により図書館司書または学校図書館司書教諭(以下「図書館司書等」という)の資格を有する者の配置による体制に移行し、学校図書館の運営体制の充実と運営の質の向上を図る。

2 取り組みの概要

平成27年度より学校図書館の運営体制の移行事業を開始し、効果を検証しつつ、計画的に事業委託により区立小・中学校全校に図書館司書等の資格を有する者の配置を行い、学校図書館図書標準に基づく蔵書充足への整備と合わせ、学校図書館の充実を図る。

3 体制移行に伴う従事者の業務従事時間(1校あたり・年間)

- (1) 小学校 1,687時間(7時間×241日)
- (2) 中学校 1,477時間(7時間×211日)

4 体制移行後の業務内容

体制移行による運営体制の強化による業務従事時間の拡充などにより、これまで臨時職員が担っていた職務(学校図書事務の補助、貸出業務、学校図書館の環境整備、蔵書本の補修・整理など)に加え、蔵書管理の強化をはじめ、以下の業務を拡充し、従事者の専門性などを通して、学校図書館機能等を活用した、児童・生徒の豊かな学びの機会・場等を提供する。

(1) 学校図書館を活用した教育活動の充実

教員による学校図書館を活用した授業(調べ学習等)への支援や、教員が授業で使用する資料の提供など学校図書館を活用した教育活動の充実や、授業の質の向上を図る。

(2) 児童・生徒がいつでも本に出会える環境の確保

児童・生徒が昼休みなどの休み時間、放課後など授業以外でも学校図書館を利用したい時に利用できる環境の確保とともに、子どもへの読み聞かせ等を実施し、児童・生徒の読書の習慣化を図り、豊かな人間性と情操、創造性等をはぐくむ。

(3) 学校図書館を活用した児童・生徒等への支援

各校の学校図書館で、小学校では新BOPにおける放課後(学習活動や外国語活動の支援)や土曜日の対応、中学校では放課後や土曜日の学習支援などに取り組む。

また、未就学児やその保護者を対象とした学校図書館の開放、地域の子どもたち向けの読み聞かせ会等の企画・実施など、各校の実態に応じて、地域の子どもたちへの学校図書館の開放を推進する。

5 学校図書館図書標準の充足

文部科学省が設定した学校図書館の蔵書目標である図書標準を充足させるため、図書標準の充足状況などを勘案しながら、体制移行校を選定し、配置される図書館司書等の資格を有する者を中心に、「学校図書館運営マニュアル」に基づき、計画的に学校図書館の蔵書を整備する。整備後は、各学校において図書標準などを踏まえた蔵書の管理を行なう。

6 スケジュール

平成26年	11月13日	政策会議
平成27年	1月27日	教育委員会
	2月 3日	文教常任委員会
	2月～3月	実施校選定
	4月～6月	プロポーザル方式による事業者選定
	7月～8月	受託事業者による人材の手配等業務実施に向けた準備
	9月	委託業務開始